

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名 総務省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	一般放送事業者が新設した高度テレビジョン放送施設に係る特例措置の廃止		
見直し内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象 <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象者：地上テレビジョン放送事業者 (2) 対象設備：デジタル送受信装置等、デジタル番組制作設備 ・ 上記に係る平成26年4月1日以降の課税標準の特別措置を廃止。 		
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第15条第8項、同施行令附則第11条第10項、同施行規則附則第6条第22項23項24項 〕		
増収見込額	[平年度] +200 (▲200)	[改正増減収額]	(単位：百万円)
廃止又は縮減の理由	平成23年度税制改正要望の結果、当該措置は平成23年4月1日から三年延長した上廃止するものとされている。		
ページ		1 - 1	